

唐戸山神事相撲に係る露店及び移動販売募集要項

1 目的

唐戸山神事相撲をはじめとする羽咋の相撲文化の振興および継承を図るため、唐戸山相撲場敷地内および市道粟ノ保106号線に飲食販売の出店スペースを設け、にぎわいを創出し、訪れた方々が楽しく相撲を観覧できる空間の創出を図る。

2 概要

(1) 場所

羽咋市南中央町 唐戸山相撲場敷地内および市道粟ノ保106号線（別紙参照）

(2) 使用料

使用料は以下の通りとする。

①羽咋市内の事業者 1区画あたり 5,000円/日

②羽咋市外の事業者 1区画あたり 10,000円/日

(3) 支払方法

指定の銀行口座に、出店許可書に記載された期日までに振り込むこと。

【振込先：北国銀行 羽咋支店(306) 口座番号 186336 唐戸山相撲協会】

※振込手数料は出店者負担とする。

なお、悪天等により出店を見送る場合は使用料の返還に応じる。

(4) 出店形態

販売品目は、飲食物とし、販売にあたり法令により必要となる保健所、消防署等の許可、資格等を有すること。

※電気・水道設備は、出店者で準備すること。

(5) 営業可能日時

唐戸山神事相撲 開催日（秋分の日）

午前9時から午後10時までの間（搬入・搬出にかかる時間を含む。）

3 出店申込資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

- (2) 国及び地方公共団体等に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (3) 迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。
- (4) 生産物賠償責任保険（P L 保険）等に加入していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 羽咋市暴力団排除条例（平成 24 年羽咋市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していないこと。

4 出店申込方法

(1) 申請書類

①出店申請書

（その他必要な事項欄に、営業時間及び主な販売品目を記載すること。）

②誓約書

③代表者の顔写真つき身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピー

(2) 受付期間

出店日の前月 1 日から前月末日まで

(3) 提出方法及び提出先

ア メール

羽咋市商工観光課のメールアドレス syoukan@city.hakui.lg.jp

イ 郵送もしくは持参

〒925-8501 羽咋市旭町ア 200 番地

商工観光課（市庁舎 2 階）内 唐戸山相撲協会

5 出店者の決定

出店内容を確認のうえ、適当と認められる者につき抽選で決定する。

なお、出店場所は主催者が決定する。

6 注意事項

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万

全を期すること。

- (2) 営業する店舗設備には保健所より交付された許可済証(ステッカー)を貼付すること。
- (3) 消防署の確認を受けた開設届出書(控え)の提示を求められた場合、速やかに提示すること。
- (4) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (5) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (6) 通行者の往来及びイベント運営の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (7) 唐戸山相撲場敷地内及び周辺での客引き行為を行わないこと。
- (8) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (9) 雨天時等の出店判断は出店者が自ら行うこと。出店を中止する場合は、唐戸山相撲協会へ必ず連絡すること。
- (10) 敷地内禁煙等の使用に関するルールを遵守すること。
- (11) 出店者が公序良俗に反することをした場合、又は荒天で事故の恐れがある場合等、唐戸山相撲協会は出店を中止させる場合がある。この場合において、出店者に損害が生じても、唐戸山相撲協会は一切その責めを負わないものとする。